

第3章 主な施策の展開



基本目標1 ともに生きるまちづくり

福祉個別計画の上位計画である地域福祉計画の理念「誰もがお互いの存在を知り、認め合い、多様な生き方や自己実現の場をつくり、地域共生社会を構築する」にのっとり、障がい者施策を推進します。

推進するに当たり、我が国も批准している障害者権利条約の考え方、そして、アンケート調査及びワークショップ並びに策定等委員会が出された「障がいがあっても、地域で当たり前のように暮らすことができるように」の考え方を実現することができるよう、大前提となる権利擁護の視点の施策を展開します。

施策1 当事者主義の推進

【基本的考え方】

国連で採択された障害者権利条約をつくるための話し合いには、障がい者団体も参加しました。「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」という考え方が大事にされたからです。

今回策定した障がい者計画においても、策定等委員会に当事者が参画するとともに、当事者へのワークショップを開催しました。それらの意見を集約し、計画に反映しています。

障がい者当事者の「なまの声」から、現状や事実を把握することができ、そこから必要な施策が見いだせると考えます。

越前市は、今後も、障がい者に係る政策に、障がい者当事者が積極的に参画し、その意見を反映することができるよう推進します。

具体的施策(1) 障がい者計画等政策に当事者の意見を反映させる仕組み

- ①策定等委員会等への当事者の参画を推進するとともに、合理的配慮について整備します。
- ②障がい者団体（当事者保護者団体を含む。）や福祉サービス利用者、事業所等の意見を集約し、反映させるために、ワークショップや市政出前講座を開催します。

数値目標

指 標	基準（令和2年度）	目標（令和8年度）
策定等委員会における当事者（当事者保護者を含む。）の参画	委員として5人 （委員総数の1/3）	委員として5人 （委員総数の1/3）
当事者（当事者保護者を含む。）を講師とした講習会等の開催	—	10回

施策2 障がいを理由とする差別の解消の推進

【基本的考え方】

アンケート調査の結果やワークショップでは、ソフト面でもハード面でも差別を感じている人が多くいました。

特に、障がいのある人の家族からは、ご近所やスーパー、娯楽施設での理解が得にくく、行動を制限されているとの意見が多くありました。

市民が障がいについての理解を深めることができるよう、障がいのある人への差別解消に向けた取組を推進し、合理的配慮の提供が確保でき、また、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指します。

具体的施策(1) 市民が障がい、合理的配慮及び障がいのある人への差別の解消についての理解を深めるための取組

①地区福祉ネットワーク（※1）を活用し、情報提供及び研修を行います。

※1 地区福祉ネットワークとは

小学校区ごとに、区長、民生委員・児童委員、福祉推進員、自治振興会関係部員等が集まり、地区における地域福祉の課題について話し合ったり、情報交換したりする場

②市政出前講座の利用を促進します（小中学校、公民館、町内、**事業所等**）。

③研修会の際には、障がい者当事者（当事者保護者を含む。）を講師として選定するなど、当事者の思いが伝わるような工夫をします。

④福祉事業所による地域の子どもたちを対象とした福祉教育、体験交流会等の実施を促進します。

具体的施策(2) 相談体制の整備

①市障害者差別解消支援地域協議会を充実し、必要に応じて県障害者差別解消支援協議会（※2）と連携して対応します。

※2 障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例第21条第3項第1号に「福井県障害者差別解消支援協議会は、障がいを理由とする差別に該当する事案について、あっせん（相談者と対象の事業者との間に入り、話し合いにより解決を目指す手続）を行うこと」が規定されています。

②県が制定した「障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」を周知するとともに、市社会福祉課内に設置している障がい者差別相談窓口において、差別に関する様々な相談に応じます。

数値目標

指 標	基準（令和2年度）	目標（令和8年度）
地区福祉ネットワーク研修	—	17地区（全地区）

施策3 障がいのある人の権利擁護

【基本的考え方】

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を送るには、自己選択・自己決定できる環境が必要です。

アンケート調査の結果やワークショップでは、「施設や家から外出したくても、活用できる社会資源がない」「地域の中で一人の市民としてみんなと対等に当たり前に生きていきたい」という意見が多くありました。

可能な限り本人が自己決定できるよう、身近なところで相談支援を受けることができる体制が重要です。そのために、家庭、学校、事業所、相談支援機関その他関係機関が連携し、支援します。

具体的施策(1) 障がい者当事者の自己選択・自己決定への支援

①障がい者当事者が自己選択・自己決定できるよう、福祉サービス事業者や相談支援専門員、関係機関における支援者の質の向上を図るため、研修会や情報交換会を開催します。あわせて、障がい者当事者に権利擁護の情報提供を行います。

②家族・関係機関の理解を促進するよう、情報提供や学習会を開催します。

具体的施策(2) 成年後見の利用促進

①不動産や預貯金などの財産を管理したり、施設入所に関する契約を締結したりするのに、知的障がいや精神障がいなどの理由により判断能力の不十分な人を保護し、支援する成年後見制度の周知に努めます。

②公益社団法人成年後見センターリーガルサポート福井県支部（※3）や他の専門機関と連携し、市職員や社会福祉協議会職員の質の向上に努めます。

※3 公益社団法人成年後見センターリーガルサポート福井県支部とは
成年後見制度に関する相談の受付や成年後見人等を依頼できる司法書士の紹介などを行う機関

③成年後見の専門機関の在り方について検討します。

数値目標

指 標	基準(令和2年度)	目標(令和8年度)
福祉サービス関連協議体の設置 (越前市相談支援機関強化事業)	—	協議体を設置

施策4 虐待の防止のための取組の推進

【基本的考え方】

障がいのある人に対する虐待がその尊厳を害するものであり、「何人も、障がい者に対し、虐待をしてはならない」という障害者虐待防止法の趣旨の下、虐待防止のための取組を行うことが重要です。

アンケート調査の結果やワークショップでは、虐待をしている人や、虐待を受けている人に自覚がない傾向があるという意見がありました。

虐待者が、「指導・しつけ・教育」の名の下に不適切な行為を続けていることや、虐待を受けている人が自身の障がいの特性から虐待であると認識していないこともあるため、関係機関、民間団体等との連携協力体制を強化し、虐待防止の取組を推進します。

具体的施策(1) 障がい者虐待未然防止の取組の推進

- ①障がい者福祉施設従事者等に対し、使用者による障がい者虐待防止に係る取組を促進します。市が実施する法人監査や事業監査において、虐待防止に向けた体制や研修等の取組について助言します。
- ②養育者が「指導・しつけ・教育」の名の下に不適切な行為を行っている場合もあるため、虐待防止の啓発を行います。

具体的施策(2) 障がい者虐待防止センターの機能充実

- ①虐待対応は、問題が深刻化する前に早期に発見し、障がい者や養護者等に対する支援を開始することが重要であるため、関係機関とのネットワークを強化し、虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- ②虐待事案を発見した際に適切な対応ができるよう、関係機関とのネットワークを強化します。
- ③県等が主催する研修会を積極的に受講するなどし、相談支援者の質の向上に努めます。

数値目標

指 標	基準(令和2年度)	目標(令和8年度)
社会福祉法人及び指定特定相談支援事業所の指導監査での確認及び助言の実施	—	100%

基本目標 2 安全・安心な生活のできるまちづくり

障害者権利条約が採用している「社会モデル」の考え方に即して、社会的障壁（障がいのある人の活動を制限し、社会参加を制約している事物、制度、慣行、観念等）の除去を進めることにより、障がいのある人の社会参加を実質的なものとし、障がいの有無にかかわらず、その能力を伸長し、最大限に発揮しながら、安全に安心して生活できるよう目指します。

障がいのある人がそれぞれの地域で暮らしていくことができるよう、防災対策推進の観点に特に力点を置いて取り組んでいきます。

また、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていくことが重要であることから、情報アクセシビリティの向上やユニバーサル社会の実現に向けて取り組んでいきます。

施策 1 防災対策の推進

【基本的考え方】

アンケート調査の結果では、災害に備え特に何も準備していないという回答が 43.3%、防災訓練に参加したことがないという回答が 47.1%でした。一方で、防災訓練に参加した人の 67.0%が役に立ったと回答しています。

また、ワークショップでは、「障がい特性に配慮した情報伝達をしてほしい」「避難所での生活における障がい特性に配慮したコミュニケーション支援等が必要だ」という意見がありました。

さらに、災害時の対応をスムーズにするためには、ご近所付き合いをはじめ、町内の納涼祭や地区の運動会への参加など、まずは日頃からの関係づくりが大切だという意見も多くありました。

地域で安全に安心して暮らせるよう、多様な主体がつながり、互いの存在を認め合う「顔の見える関係づくり」を進めながら、防災対策を推進します。

具体的施策(1) 防災対策の充実

- ①多様な特性に対する地域住民等の理解を促進するため、障がい者当事者を講師とした講習会等の開催などに取り組みます。こうした取組により、「顔の見える関係づくり」を進め、障がいのある人も町内や地区のイベントに積極的に参加することができる環境づくりを促します。

②体験型の防災訓練の実施に努めるとともに、障がいのある人や支援者の防災意識が高まるよう、また、要支援者支援についての住民の理解が深まるよう、地域の防災訓練への参加を促進します。

③事業所における「独自の防災対策」「災害発生時から業務復旧までの独自の計画の整備」の取組を更に促進します。

具体的施策(2) 災害発生時における障がい特性に配慮した支援

①防災行政無線やケーブルテレビ(字幕による情報を含む。)、ウェブやメールなど、様々な情報伝達手段を活用し、障がいの特性に応じた迅速な情報提供に努めます。

②避難所において、障がい特性に応じた支援や合理的配慮ができる環境を整備します。配慮を必要としている人が、周囲の人に知らせることで援助を得やすくなるよう、ヘルプマークの取組の普及を図るとともに、避難所においては、特性があるという事情を理解してもらうための手段(聴覚障がいのある人が「耳が聞こえません」と表示したバンダナを巻くなど)を講じていきます。

③社会福祉施設等との協定により、福祉避難所(広域避難場所での生活が困難な人で特別な配慮を要する人でも避難生活を送ることができる場)の確保や充実に取り組みます。

④福祉避難所は、施設の被害や受入可能状況を確認した上で受入れ・支援を行うため、原則として直接の避難はできないことから、広域避難場所における要配慮者やその家族に対する福祉避難スペースの確保にできる限り努めます。

⑤音声によらない119番通報について、消防本部と共に取組を推進します。

具体的施策(3) 避難行動要支援者への支援体制の整備

①自主防災組織リーダー育成研修会や市政出前講座の中で、区長や自主防災組織員、民生委員等に避難行動要支援者の支援体制づくりの重要性を周知します。また、各町内の協力を得て、「避難行動要支援者避難支援計画」に基づく避難行動要支援者の登録の推進等に取り組みます。

数値目標

指 標	基準（令和2年度）	目標（令和8年度）
当事者（当事者保護者を含む。） を講師とした講習会等（防災及 び災害対策を題目に含むもの） の開催 【再掲：基本目標1施策1】	—	10回
障がいのある人や支援者が参加 する地域の防災訓練の開催	—	3回
ヘルプマークの取組の普及を図 るための広報	—	10回

施策2 情報アクセシビリティの向上

【基本的考え方】

アンケート調査の結果やワークショップでは、情報アクセシビリティや意思疎通（コミュニケーション）について、「障がいに応じた対応が不十分」「社会活動に参加する際、コミュニケーション面で断念する」「障がいのない者に対して、障がいに応じた対応方法などの情報提供が少ない」などの意見がありました。

多様な障がい特性のある人々が地域で生活していくため、情報アクセシビリティ向上及び意思疎通（コミュニケーション）支援の充実を図ります。

具体的施策(1) アクセシビリティ環境の整備

- ①条例を制定し、障がいの特性に応じた手段による情報取得とコミュニケーション手段の選択及び利用機会が確保される環境整備に努めます。
- ②市政情報において、字幕、音声等の適切な活用や、「障がい者福祉・社会参加のしおり」等において、必要な情報を分かりやすく提供することに努めるなど、多様な障がい特性に応じた配慮を行います。

具体的施策(2) 情報発信・コミュニケーション手段の充実

- ①障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用可能にするための合理的配慮を行うとともに、手話奉仕員、音訳ボランティア、点訳奉仕員、ガイドヘルパー等の支援人材の養成・確保に努めます。
- ②障がいのある人に対する理解促進のため、市民や事業者に対して、市広報、ホームページ、情報ナビ等のメディア発信、市政出前講座の実施等による情報提供を行います。市政出前講座等の研修会開催時には、障がい者当事者（当事者保護者を含む。）を講師とする等、当事者からの情報発信の機会を検討し、障がいのない者の理解を促進します。

具体的施策(3) 情報発信・コミュニケーション手段の工夫

- ①障がいのある人の特性に応じ、情報を分かりやすく伝えられるような工夫をします。また、必要とする情報について、障がい者当事者や関係者の意見を聴く会議を開催します。

数値目標

指 標	基準（令和2年度）	目標（令和8年度）
障がいのある人や関係者の意見を聴くための会議	—	会議開催

施策3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

【基本的考え方】

アンケート調査の結果やワークショップでは、「施設が利用しにくい」「外出したいけれど移動手段がない」などの意見がありました。

誰もが住み慣れた地域で暮らしていくためには、障がいのある人を含めた全ての人にやさしいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進していくことが重要です。

市の公共施設については、誰もが安全に、快適に利用できるよう改善検討を行うとともに、民間施設等については、障がいのある人のニーズに合わせた改善の協力を求める必要があります。また、日常生活に必要な道路環境の整備や交通手段を確保することが重要です。

具体的施策(1) 公共施設等環境整備

- ①誰もが安心して利用できる環境となるよう、段差のないゆとりある歩道の整備や計画的な道路整備をユニバーサルデザインの視点により推進します。
- ②市の公共施設について、多目的トイレやスロープの設置など、**障がい者当事者の意見を聴いた上で**、バリアフリー改修やユニバーサルデザインの視点に立った整備を推進します。また、民間施設等については、障がいのある人のニーズに合わせた改善協力を求めます。

具体的施策(2) 交通・移動環境の整備

- ①公共交通機関のバリアフリー化や安全な通行の支障となる迷惑駐車・放置自転車をなくすための啓発などの心のバリアフリー化を推進します。
- ②誰もが安全に、快適に利用できるよう、必要に応じて、出入口等の段差解消、音響式信号機やバス停場所の工夫などを関係機関等に求めます。

数値目標

指 標	基準（令和2年度）	目標（令和8年度）
社会福祉事業所の新築・改修時のユニバーサルデザイン協力依頼	—	実施
主要路線の歩道整備延長	119.1km	120.0km

※国の障害者基本計画によれば、バリアフリーは障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処する考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方である。

基本目標3 障がいのある人がいきいきと暮らせるまちづくり

障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会に向けた第一歩は、障がいのある人が望む場所でいきいきと暮らせることであると考えます。

障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、それぞれの能力を十分に発揮し、自分らしく生活することができるよう、外出・社会参加を推進し、福祉サービスや相談体制を充実する施策を展開します。

また、障がいのある人が安心して外出できるようにするためには、公共交通手段や移動支援等のサービスを確保することも大きな課題です。

施策1 外出・社会参加の推進

【基本的考え方】

ワークショップでは、「障がいを理解してもらえず、施設の利用や余暇イベント等の参加がしにくい」「障がい特性により意思疎通ができない」「困ったときに利用できるサービスがない」「外に出たいけれど、移動手段がない」などの意見がありました。

アンケート調査の結果では、外出の際のヘルパー制度について知らないとの回答が43.1%、公共交通機関を利用しづらいとの回答が17.9%でした。

移動手段のバリアフリー化、移動支援・手話通訳サービスの充実等を推進します。

具体的施策(1) 外出・社会参加の推進

- ①障がいのある人が安心して外出し、社会参加できるよう、福祉サービスやボランティア（パートナー）、手話通訳等の社会資源の充実に努めます。
- ②障がいのある人が安心して参加できるスポーツ教室等を開催します。
- ③市民バスや福祉バスの低床型バスの導入や駅のバリアフリー化を推進します。

数値目標

指 標	基準（令和2年度）	目標（令和8年度）
地区福祉ネットワーク研修 （障がい特性理解） 【再掲：基本目標1 施策2】	—	17地区
障がい者スポーツ大会参加者数	153人（令和元年度）	150人以上を維持
手話通訳者数	4人	6人

施策2 福祉サービスの充実

【基本的考え方】

アンケート調査の結果やワークショップでは、「どのようなサービスを利用すればいいのかわからない」「利用したいサービスがない」「サービスを利用したくても受入先がない」などの意見が多くありました。

また、介助を受けていない人は41.7%でしたが、介助を受けている人のうち、主な介助者が家族である人は35.4%であり、家族が介助できなくなった場合は病院や施設に入ると回答した人が39.5%でした。

障がいのある人が一人一人に合ったサービスを利用できるよう、そして、福祉サービスを利用し自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの充実に努めます。

具体的施策(1) 福祉サービスや社会資源の充実

- ①障がいのある人がニーズに合った福祉サービスを利用できるよう、福祉サービス事業所と協力し、サービスの充実に努めます。
- ②不足している福祉サービスの担い手の開拓に努めます。
- ③福祉サービス事業所と会議の場を設置し、必要な福祉サービスや社会資源について検討します。

数値目標

指 標	基準(令和2年度)	目標(令和8年度)
福祉サービス関連協議体の設置 (越前市相談支援機関強化事業) 【再掲：基本目標1 施策3】	—	協議体を設置

施策3 相談体制の充実

【基本的考え方】

アンケート調査の結果やワークショップでは、障がいのある人やその家族が日常生活において様々な不安を抱えていることが分かりました。

また、高校生以下の障がいのある人の保護者の中には、福祉サービス制度について知らない人が多く、子どもの将来に不安を抱えている人が多くいることが分かりました。

地域で安心して生活するに当たり、障がいのある人やその保護者の不安を少しでも取り除くことが重要です。

障がいのある人に必要な情報が適宜提供できるよう、福祉サービスに関わる職員の質の向上に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。

具体的施策(1) 相談支援事業所等における人材育成

- ①障がいのある人やその家族からの相談に、気軽に、そして専門的なアドバイスができるには、専門性を高めることが重要です。相談支援従事者等の質の向上を図るため、研修会や情報交換会を開催します。

具体的施策(2) 見通しが持てるような福祉サービスの情報提供

- ①学校等と協力して、将来利用する可能性のある福祉サービスについて情報提供を行います。
- ②ウェブページなど、広報媒体を工夫し情報提供します。

数値目標

指 標	基準(令和2年度)	目標(令和8年度)
福祉サービス関連協議体の設置 (越前市相談支援機関強化事業) 【再掲：基本目標1 施策3】	—	協議体を設置

基本目標 4 障がいのある人を生涯支えるまちづくり

障がいのある人が地域で生活するに当たり、地域住民が障がい特性を理解することや、その家族、関わる人たち、関係機関等による個々に応じた支援が一貫して継続的に行われることが重要です。

また、障がいのある人が自身の特性について自己理解できることも重要です。

そのために、障がいのある人自身やその家族が支援を受けたり、相談できたりする場や支援をつなげる仕組みが必要であると考えます。

多くの時間を過ごすことになる学校や就労の場、そして、専門の相談機関が、障がいのある人への支援を充実し、生涯支えることができるよう施策を展開します。

施策 1 発達障がいのある人への支援

【基本的考え方】

ワークショップでは、「親自身が障がいを受け入れられず苦しかった」「つらいことばかり言われ見通しが持てず、子育て不安になった」という意見がありました。

また、「発達障がいは外見では分かりにくく、周りの人からわがまま、しつけができていないなどと誤解されることもあり、つらかった」という意見もありました。

さらに、「どこに何を相談すればいいのか分からなかった」「子ども自身が相談する場所があるとよい」「先輩ママや障がいのある子どもを持つ保護者同士の仲間づくりができる場所があるとよい」という相談場所に関する意見もありました。

「特に義務教育卒業後は、相談場所や療育を受けられる場所が少なくなり、進学や就職の見通しが持てず、不安になる」という意見もありました。

学齢期については、児童発達支援センターなないろを地域の中核的な支援拠点とし、機能を充実していきます。

義務教育卒業後については、相談支援機関が少ないのが現状であり、今後の検討課題とします。県発達障害児者支援センターにつなげ、支援が継続できるよう努めます。

具体的施策(1) 支援をつなげる仕組みづくり

- ①乳幼児期から学校教育、就労までライフステージが移行しても支援がつながるよう、子育てファイルふくいっ子（※4）を活用します。

※4 子育てファイルふくいっ子

子どもの状態を可視化し、「早期発見・早期支援・途切れない支援」を実現するための福井県方式の支援ツール

- ②保育園等、幼稚園、学校等、医療、福祉等の関係機関が連携し、子育てファイルふくいっ子も活用しながら、必要に応じて個別ケース会議を開催し、支援します。
- ③児童発達支援センターなどいろいろの関係機関調整機能の役割を強化します。

具体的施策(2) 情報提供及び相談体制の充実

- ①学校と市とが連携し、先の見通しが持てるよう必要な情報の適宜提供に努めます。
- ②保護者の学習会や交流会を開催するなど、情報提供や相談対応について充実します。
- ③発達障がいのある人自身が相談できるよう、相談機関の工夫をします。

具体的施策(3) 義務教育卒業後の支援

- ①県内の専門機関である、県発達障害児者支援センターと連携し対応します。
- ②支援を一貫して継続的につなげるために、関係機関の連絡会を開催し、連携しやすいしくみを検討します。

数値目標

指 標	基準(令和2年度)	目標(令和8年度)
福祉サービス関連協議体の設置 (越前市相談支援機関強化事業) 【再掲：基本目標1 施策3】	—	協議体を設置
庁内連絡会の開催	—	会議を開催

施策2（その1） キャリア発達（※5）支援（就労支援）

※5 キャリア発達とは

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を「キャリア発達」といいます。

（中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23年1月31日））

【基本的考え方】

アンケート調査の結果やワークショップでは、「障がいのある人は、就労をする上で、障がいを理解されていない、考慮されていないと感じている」という意見がありました。

一方で、障がいのある人の中には、「この事業所に入れてよかった」「就労することが生きがいである」という意見が多くありました。

事業所からは、「様々な工夫を行っているものの、その工夫や経験、課題などの情報を共有する場がなく、政策を実現するための場がない」という意見がありました。

また、一般企業からは、「障がいのある人の受入れについて、ハード面、ソフト面それぞれに課題があり、就労支援を行う上での情報提供をしていただきたい」という意見がありました。

障がいのある人が希望や能力に応じて、職業を通じた社会参加を達成できるような取組を推進します。

具体的施策(1) 越前市内の事業所が情報交換や研修をできる場の設定

- ①事業所ごとの工夫や経験などをそれぞれ共有し、事業所の質の向上を図るため、関係機関の情報交換会や研修会を開催します。

具体的施策(2) 越前市内の事業所が現場で感じる課題を解決するための検討会の設定

- ①丹南地区自立支援協議会を活用し、市内事業所にとどまらず、丹南地域の関係機関のつながりを拡充するとともに、それぞれの現場で上がっている課題を共有し、解決するための検討会を開催します。

具体的施策(3) 一般企業及び事業所への市政出前講座の実施

- ①一般企業や事業所に対して、障がい者雇用に関する情報や課題の解決事例などを提供するために市政出前講座を実施します。

数値目標

指 標	基準（令和2年度）	目標（令和8年度）
事業所の情報交換会、研修会	—	10回
事業所の課題解決検討会	—	5回

施策2（その2） キャリア発達支援（日中活動の確保）

【基本的考え方】

アンケート調査の結果やワークショップでは、「障がいのある人のできることをするための居場所、移動手段・支援などを、受け入れる体制が乏しいことから選択できないことがある」「そもそも居場所などの情報を知らない」「どこに相談していいのかわからない」という意見がありました。

また、障がいのある人が今後介助を必要とした際に、家族や施設・病院の職員、ヘルパーに助けを求めようと考えていることが分かったものの、家族からは親亡き後の生活などの将来的な不安の意見も上がりました。

障がいのある人やその家族が安心・安全・安定した生活を送るための取組を推進します。また、障がいのある人とその家族に合った障がい福祉サービスの調整ができる取組を推進します。

具体的施策(1) 越前市内の相談体制の充実

- ①市役所、相談支援事業所、委託相談支援事業所などの役割分担を明確にした上で、関係機関と情報共有及び援助方針の確認を行っていきます。障がいのある人に合ったサービスを提供できるよう取り組みます。
- ②障がいのある人やその家族が気軽に相談できるよう相談体制の充実を図ります。
- ③基幹相談支援センターの設置に向けて検討します。

具体的施策(2) 居場所づくり

- ①障がいのある人とその家族が、共生社会の中で安心・安全・安定した生活を送るために、地域活動支援センターの充実を図ります。
- ②障がいのある人が自分の希望するイベントや施設を差別されることなく利用できるよう働きかけます。

数値目標

指 標	基準（令和2年度）	目標（令和8年度）
基幹相談支援センター	—	設置

施策3 医療的ケア児への支援

【基本的考え方】

日常生活の中でたんの吸引や経管栄養、導尿などの医療的ケアを必要とする子どものことを医療的ケア児と呼んでいます。在宅で生活している医療的ケア児は、年々増加傾向にあります。

地域において医療や福祉サービス、教育を受けられる場が少しずつ増えてはいますが、まだまだ受入体制が整わないのが現状です。

医療的ケア児が地域で豊かに生活できるよう、支援をつないだり、地域の社会資源を活用したりするに当たって、医療、保健、福祉、教育の関係機関が連携し、チームで対応する仕組みが重要です。

個別ケース会議や関係機関との協議の場を活用し、医療的ケア児の状況に応じて安全性を確保しながら、医療的ケア児の育ちの保障ができるよう支援に努めます。

具体的施策(1) 医療的ケア児への支援

- ①県が開催する医療的ケア児コーディネーター育成の研修受講を勧め、コーディネーターの配置を目指します。
- ②在宅支援体制の構築にむけて、必要な医療、保健、福祉、教育を一体的に提供できるように、関係機関の協議の場を設けます。
- ③学校等の利用を希望する医療的ケア児が安心して生活できるよう、看護師等の配置に努めます。

施策4 インクルーシブ教育の推進

【基本的考え方】

障がいのある子どもの保護者とのワークショップでは、「学校内の相談窓口が分からない」「進級・進学で支援が繋がらない」「クラスメイトや先生になかなか発達特性を理解してもらえない」「進学の情報が少ない」などの意見が多くありました。

文部科学省では、共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指しています。

インクルーシブ教育とは、障がいの有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら地域の学校で学べることを目指すことをいいます。

越前市においても、教育振興ビジョンに則り、インクルーシブ教育を推進します。

具体的施策(1) 就学指導・支援の充実

- ①教育支援委員会と各学校・関係機関との連携を一層深める中で就学指導を行います。
- ②校内委員会を核としてケース会議などを開催し、教職員の共通理解を深め全校的な支援体制を充実します。

具体的施策(2) 一貫性のある支援体制の推進

- ①児童生徒の実態や保護者の要望を把握するとともに、就学前幼児の療育支援機関・保育園・幼稚園・認定こども園・放課後児童クラブ・小学校・中学校の連携のもとで子育てファイルふくいっ子（個別の支援計画）の作成を進め、計画に基づいた一貫性のある教育を行います。

具体的施策(3) 人員の配置と専門性の向上

- ①一人一人の障がいやインクルーシブ教育に対応するために、障がいに応じた適切な教育環境の整備及び教育補助員の配置を行い、県や市の関係機関などとの連携を図りながら、該当児童生徒への支援を行います。
- ②特別支援教育コーディネーターの活用及び教員の専門性の向上を図ります。

具体的施策(4) 交流活動の推進

①特別支援学級の児童生徒と通常の児童生徒との交流及び共同学習を推進します。

②特別支援学校に在籍している児童生徒の居住校区の小中学校との交流活動や同じ中学校区内の小中学校の特別支援学級同士の交流活動を推進します。

数値目標

指 標	基準（令和2年度）	目標（令和8年度）
特別支援コーディネーター研修会の開催	2回	2回を維持

用語の解説

あ行

アクセシビリティ

障がい者をはじめ、あらゆるユーザーが機器やサービスを不自由なく利用できること。

医療的ケア児（25 ページに説明あり）

日常生活の中でたんの吸引や経管栄養、導尿などの医療的ケアを必要とする子どものこと。

インクルーシブ教育（26 ページに説明あり）

障がいの有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら地域の学校で学べることを目指すこと。

ウェブ

インターネット上で提供されている文字・画像・動画などの情報を関連付けて、結びつけるシステム。

音訳ボランティア

本、雑誌、新聞、その他の文章を晴眼者（目の見える人）が視力に障がいを持った人たちの目の代わりに朗読するもの。

か行

ガイドヘルパー

障がいのある人の自立と積極的な社会参加を助けるために、外出時の移動を介助する人。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行う機関。

キャリア発達（22 ページに説明あり）

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程。

県障害者差別解消支援協議会（8 ページに説明あり）

障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例第 21 条第 3 項第 1 号に「福井県障害者差別解消支援協議会は、障がいを理由とする差別に該当する事案について、あっせん（相談と対象の事業者との間に入り、話し合いにより解決を目指す手続）を行うこと」が規定されています。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを意思表示することが困難な障がいがある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

合理的配慮

障がいのある人が他の人との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。(障害者権利条約第2条)

子育てファイルふくいっ子 (21 ページに説明あり)

子どもの状態を可視化し、「早期発見・早期支援・途切れない支援」を実現するための福井県方式の支援ツール。

さ行

市政出前講座

市職員が市民のところに出向き、希望に応じて市の施策や制度などを説明するもの。

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自立活動に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態にある子ども。

手話通訳者

都道府県が認定した全国手話通訳センターが実施する手話通訳者全国统一試験に合格し、都道府県に手話通訳を行う者として認定された者。ほかに、手話通訳士がおり、厚生労働省が委託している手話通訳技能認定試験に合格し、厚生労働省が手話通訳を行う者として認定した資格をもつ者をいう。

手話奉仕員

聴覚障がい者と健聴者間のコミュニケーションの円滑化を図るため、所定の講習を受けて手話の技術を習得することにより、社会参加を助ける担い手として、手話によるコミュニケーション支援を行うボランティア。

障害者就業・生活支援センター

障がい者の就業と生活の支援を一緒に行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職・職場定着への支援を行うとともに、日常生活等に関する助言を行

います。

障害者権利条約が採用している「社会モデル」

「障害」は障害者の「障害」ではなく、社会が作り出したものという考え方。

情報アクセシビリティ

障がい者をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンやウェブページ等の情報資源を不自由なく利用できること。

成年後見制度

知的障がいのある人、精神障がいのある人、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の権利や財産を保護するための制度。

た行

地域包括ケアシステム

障がい者や高齢者が、住み慣れた地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、福祉・介護、住まい、就労、地域の助け合い等が包括的に確保されたシステム。

地区福祉ネットワーク（8ページに説明あり）

小学校区ごとに、区長、民生委員・児童委員、福祉推進員、自治振興会関係部員等が集まり、地区における地域福祉の課題について話し合ったり、情報交換したりする場。

特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別支援教育コーディネーター

校内や福祉、医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは保護者に対する学校の窓口としてコーディネーター的な役割を担う者。

は行

発達障がい

発達障害者支援法における「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

バリアフリー（16 ページに説明あり）

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

避難行動要支援者避難支援計画

地震や風水害などの災害の発生に備えるため、災害時に自分一人で避難することが困難で、町内での支援が必要な高齢者や障害のある（避難行動要支援者）の情報を集約した名簿を作成し、災害時の避難支援をより確実なものとするため、名簿情報を提供することに同意された方について、一人一人の緊急時の連絡先や支援者の情報、具体的な避難支援の方法等を一目で把握できるようにまとめた個別支援計画。

ヘルプマーク

聴覚障がいをもおつ方、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲の方に対して配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたもの。



や行

ユニバーサルデザイン（16 ページに説明あり）

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、最初からバリアのない、誰にとっても快適な環境をつくろうという考え方。

要約筆記奉仕員

主に手話によるコミュニケーション手段を持たない中途失聴者や難聴者のために音声言語を文字化して伝えるなど、文字による情報提供やコミュニケーション支援を行うボランティア。ほかに、都道府県が認定した全国手話通訳センターが実施する手話通訳者全国統一試験に合格し、要約筆記を行う者として都道府県に認定された要約筆記者がいる。

ら行

療育

障がいのある子どもの治療と教育（保育）を意味し、具体的には障がいの軽減や障がいの進行予防、精神面における発達の援助、日常生活動作を身につけ、社会性を発揮させる援助などを行う。